

東京農工大学学則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第3章 大学院</p> <p>第13節 他の大学院における授業科目の履修等 (他の大学院における授業科目の履修等)</p> <p>第76条 教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 前項の規定により本学大学院(工学府産業技術専攻を除く。以下この項において同じ。)において修得したものとみなすことができる単位数は、次条第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて、<u>10</u>単位を超えない範囲で、第66条第2項又は第71条第2項に規定する単位数に算入することができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(休学期間中の授業科目の履修等)</p> <p>第76条の2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、当該学府等の議を経て、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 前項の規定により本学大学院(工学府産業技術専攻を除く。以下この項において同じ。)において修得したものとみなすことができる単位数は、前条第1項の規定により本学大学院において</p>	<p>本則</p> <p>第3章 大学院</p> <p>第13節 他の大学院における授業科目の履修等 (他の大学院における授業科目の履修等)</p> <p>第76条 (略)</p> <p>2 前項の規定により本学大学院(工学府産業技術専攻を除く。以下この項において同じ。)において修得したものとみなすことができる単位数は、次条第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて、<u>15</u>単位を超えない範囲で、第66条第2項又は第71条第2項に規定する単位数に算入することができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(休学期間中の授業科目の履修等)</p> <p>第76条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定により本学大学院(工学府産業技術専攻を除く。以下この項において同じ。)において修得したものとみなすことができる単位数は、前条第1項の規定により本学大学院において</p>	

修得したものとみなす単位数と合わせて、10 単位を超えない範囲で、第 66 条第 2 項又は第 71 条第 2 項に規定する単位数に算入することができる。

3 (略)

(入学前の既修得単位の認定)

第 79 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に本学大学院及び他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生により修得した単位を含む。)を、入学した後の当該学府等の議を経て、当該学府等における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により本学大学院(工学府産業技術専攻を除く。以下この項において同じ。)において修得したものとみなすことができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10 単位を超えない範囲で、第 66 条第 2 項又は第 71 条第 2 項に規定する単位数に算入することができる。

3 (略)

(新設)

(新設)

修得したものとみなす単位数と合わせて、15 単位を超えない範囲で、第 66 条第 2 項又は第 71 条第 2 項に規定する単位数に算入することができる。

3 (略)

(入学前の既修得単位の認定)

第 79 条 (略)

2 前項の規定により本学大学院(工学府産業技術専攻を除く。以下この項において同じ。)において修得したものとみなすことができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15 単位を超えない範囲で、第 66 条第 2 項又は第 71 条第 2 項に規定する単位数に算入することができる。

3 (略)

(修得単位の上限)

第 79 条の 2 第 76 条第 1 項、第 76 条の 2 第 1 項及び第 79 条第 1 項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数は、合わせて 20 単位を超えないものとする。

(大学院における在学期間の短縮)

第 79 条の 3 第 79 条第 1 項の規定により学生が本学大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を本学大学院

	<p>(工学府産業技術専攻を除く。以下この項において同じ。)において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程並びに後期3年の課程のみの博士課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該学府等の議を経て定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程及び博士前期課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。</p> <p>2 前項の規定は、第73条第1項ただし書又は第74条第1項から第3項までのただし書に規定する在学期間と併せて適用することができる。</p> <p>3 第1項の規定は、第59条の2の規定により生物システム応用科学府の一貫制博士課程の第3年次に編入学した者の在学期間については、適用しない。</p>	
--	---	--

附 則（令和2年9月28日教規則第8号）

この規則は、令和2年9月28日から施行し、令和2年6月30日から適用する。